

発議第2号

愛南町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日提出

提出者 愛南町議会議員 原田 達也

賛成者 愛南町議会議員 鷹野 正志

〃 〃 尾崎 惠一

提案理由

議会に係る手続きのオンラインによることを可能とし、併せて現在の社会情勢に照らした文言調整・規定ぶりの見直しを行うため。

愛南町議会委員会条例の一部を改正する条例

愛南町議会委員会条例(平成 16 年愛南町条例第 218 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「特別委員会」を「特別委員」に改める。

第 23 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線により接続する電子情報処理組織をいう。第 27 条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第 27 条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第 29 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛南町議会委員会条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第5条 略 (特別委員会の設置) 第6条 第1項略 2 略 3 <u>特別委員会</u> は、委員会に付議された事件が 議会において審議されている間 在任する。 第7条～第22条 略 (意見を述べようとする者の申出) 第23条 第1項略 <u>(新設)</u>	第1条～第5条 略 (特別委員会の設置) 第6条 第1項略 2 略 3 <u>特別委員</u> は、委員会に付議された事件が 議会において審議されている間 在任する。 第7条～第22条 略 (意見を述べようとする者の申出) 第23条 第1項略 <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による</u> <u>申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線により接続する電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。</u>
第24条～第26条 略 (代理人又は文書による意見の陳述) 第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、 又は <u>文書で</u> <u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</u>	第24条～第26条 略 (代理人又は文書による意見の陳述) 第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、 又は <u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u> <u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</u>
第28条 略 (記録) 第29条 第1項略 2 略 <u>(新設)</u>	第28条 略 (記録) 第29条 第1項略 2 略 <u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u>
以下 略	以下 略